

平成18年度 盲・聾・養護学校教職経験者5年研修講座

# 盲・聾・養護学校における 教育相談

総合教育センター  
特別支援教育室

## 教育相談の動向・・・特別支援教育室の場合

### 1 特別支援教育室の相談件数とその傾向

ここ10年ほどの特別支援教育室における相談の中で、大きな特徴は、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱・虚弱、知的、言語、情緒、重度重複という8つの障害種に分類できない、しかも通常の学級に在籍する子どもの相談が増えています。右図を見ても明らかのように、平成8年度には、全体の約28%だった「その他」が、14年度には全体の50%を超えています。

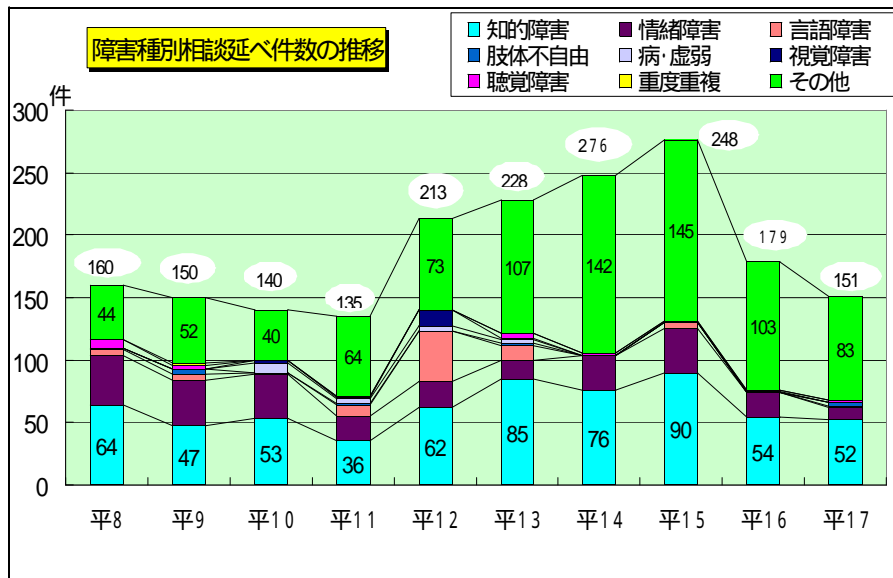
「その他」の内容を見ると、知的には大きな問題がなさそうなのに教科学習の習得に偏りや

著しい困難が見られる、落ち着きがない、授業に集中しない、教室から飛び出す、突然乱暴になり制止がきかない等、ここ10年ほどの間に急速に社会の関心が集まるようになった学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)を疑われて訪れるケースなどがあります。

これらのケースのほとんどは、幼稚園・保育所の頃からその傾向が見られていたのですが、小学校入学と同時に、集団規模が大きくなり、一斉指導や教科学習などがスタートする中で困った問題として浮かび上がるようです。

障害種が特定できない子ども、そして、通常の学級にいる子どもたちの教育相談が増える点や、その子どもたちを含めて指導面での悩みを抱える相談が急増している点などを考慮すると、特別支援教育に関する教育相談は、障害があるなしにかかわらず特別な教育的ニーズを必要としている子どもたちやその養育や指導にあたる保護者、担任等への支援が今まで以上に重要になってきています。

\* 近年の盲・聾・養護学校における相談件数



#### H17「その他」の内訳

学習障害	16件
注意欠陥/多動性障害	8件
高機能自閉症	4件
アスペルガー症候群	16件
その他	39件
計	83件 (全体の55.0%)

## 教育相談の実際・・・特別支援教育室の場合

### 1 教育相談の実際

(略)

#### 留意すべき事項

面接(面談)において、とかく担当者の資質向上という観点から、知識・技能面が強調されがちですが、それ以上にもまして大切なことは、来談者に対応する際の態度とマナーです。相談場面においては、保護者の心情を理解しながら支援する姿勢・心がけが大切です。

相談場面で往々にして見られる例を具体的に挙げて考えてみましょう。

『お子さんは、障害ですね』『お子さんは、うちの学校(学級)の対象ではありません』などと、決めつけ的・断定的・押しつけ的、即措置的決定をしてしまう例、『うちの学級は、知的障害のある子が対象の学級です』と保護者の心情を考慮しない表現、電話相談で相手より先に受話器を置いたりする対応など、例を挙げれば切りがありませんが、このようなケースはないでしょうか。

障害のある子を抱える保護者は、世間体や後ろめたさを越え、悩みを聞き入れてくれる場や相手を求めて、苦悩の末の決断で来談するのです。ワラをもつかみみたい気持ちで臨んでいることを十分に留意する必要があります。その意を十分に受容し意欲が高まるような対応をすることにより、保護者の表情は和み、信頼関係が深まり、継続的な相談が成立するのです。何気なく発したことばや態度が相手を傷つけたり、誤解を招いたりし、時には個人的な見解が機関の見解として受け止められてしまうこともあります。

面接者としての支援する姿勢や良識ある態度とマナーが、相談担当者の資質の向上とともに、大切なことです。

### (イ) 事前の準備

主訴や問題の概要に関連しての準備をします

#### 新規の相談の場合は

来談時の記入書類[教育相談記録(生育歴記入)]や配付パンフレットを準備します。

保護者の主訴等に対応し、病名や障害名、課題等に関わる資料を整えます。

行動観察にかかわって、必要に応じて自由な活動場面と条件設定場面を想定しておきます。

必要と思われる諸検査の準備をしておきます。(実施の際は、保護者の了解を得ます)

複数の相談担当者で実施する場合は、事前に担当者間で役割分担をすると同時に受信メモについての確認や上記 ~ について打ち合わせを行います。

#### 継続の相談の場合は

これまでの相談経過や配慮事項について確認しておきます。

来談時に実施すべき内容や、必要な教材、資料等を整えます。

#### 相談室の準備

相談で使用する待合室、面接室、プレイルーム等の室内の整理、机の位置、椅子の向きをレイアウトします。来談者数によって、相談室の数が異なってきますので、注意が必要です。

なお、「面談中」の表示を室外に掛けておくことも忘れないようにしています。

#### 保護者や担任等の相談室

新規相談の場合は、特に保護者の緊張感は強いので、採光が良く圧迫感のない部屋を準備することが大切です。特別支援教育室では受理面接室を使っています。

面接は正面からの対面では、緊張感がますので、位置関係に配慮します。

#### 来談者と相談担当者の位置関係(例)

A



B



…来談者

…相談担当者

#### 子どもの相談室

来談する子どもの障害種によって、相談室の環境には様々な配慮が必要になってきます。

- ・視覚障害 ----- 採光や家具・遊具等の配置及び通路の安全に配慮
- ・肢体不自由 ----- 家具・遊具等の配置及び通路の安全に配慮
- ・自閉症及び学習障害 -- 注意の転導を生じさせないような配慮
- ・聴覚障害 ----- 騒音に配慮

目的に応じて、相談室内を構成し直したり、他の部屋へ移動したりします。

- ・検査等に使用する部屋
- ・行動観察のために使用する部屋やスペース

事前の準備が  
相談の質を  
高めます

## (3) 教育相談の整理

## (ア) 相談内容の整理

教育相談で扱われた内容は、相談者のプライバシーや、子どもの発達に関する重要な問題ばかりです。その内容については、きちんと整理されなければなりません。継続的な相談となれば、なおさら、前回までの経過や支援事項を踏まえたうえで、次の相談が展開されますから相談内容をまとめ、整理しておくのは、当然のことと言えます。そこで、相談資料については、個人毎にファイルを作成し、それぞれ以下に示した内容について記載し、綴じ込んでおく必要があります。

教育相談記録(生育歴記録票) ----- 主訴等に関連する特記事項については、銘記します。

諸検査 ----- 検査時の行動観察

検査結果と分析・考察

対象児の行動観察や支援事項 ----- 自由な活動場面での観察・支援事項の分析・考察

条件設定場面での観察・支援事項の分析・考察

保護者からの聴取事項の整理 ----- 保護者の主訴、家庭での状況、養育上の課題、学校等への要望

と支援事項

面談、検査、行動観察によって得られた情報を総合的に分析し、保護者へ支援した事項

担任からの聴取事項の整理と ----- 担任の主訴、学校での状況、指導上の課題、家庭等への要望

支援事項

面談、検査、行動観察によって得られた情報を総合的に分析し、保護者へ支援した事項

## (イ) 相談資料の保管と管理

相談はプライバシーにかかわる情報であることから、その保管については、適切な方法がとる必要があります。

また、外部機関からの問い合わせにあたっては、保護者の了解を得ることは当然です。

(外部への資料提供等には、慎重に対応し、報告書については依頼文書を所長宛に出していただき、所長の決裁を得て発送しています。)

## 保護者理解・・・保護者への支援の基本

## 1 保護者の様々な思いを受け止める

保護者と連携していくためには、信頼関係を築くことが不可欠です。そのためには、保護者の様々な思いを受容・共感して受け止めることが大切です。保護者に分かってもらう前に、学校や担任は、分かる努力が大切です。

また、教師が保護者を指導するという関係よりも、子どもの成長発達を教師と保護者がともに支えるという関係、つまり、子どもの将来についてビジョンを共有できると、良好な連携が出来るようになります。

(略)

## 2 教育相談活動の展開の在り方

保護者の悩みは、一つの課題を解決すると次の課題が発生するというように、簡単に解決するものではなく、常に保護者の求めに応じて展開する必要があります。そのためには、相談活動を1回で終了させてしまわず、保護者のニーズに応じて、相談活動を行うために教育相談を「寄り添う相談活動」「支える相談活動」とおさえて実施する必要があります。

(略)

3 保護者との情報の共有

あたたかい眼差しを子どもに向けて教育に取り組む姿勢が、保護者に伝えることが信頼関係の第一歩です。

(略)

4 保護者と共に取り組む

子どもの成長を願う気持ちは、保護者も教師も同じです。目の前の困難さに対し責任を追及するのではなく、「学校教育修了時にどんな状態であることを目指すか」という将来のビジョンを共有していくことが大切です。

(略)

5 確かな発達を見守る

(略)

## 子どもを生かす学校カウンセリングの視点

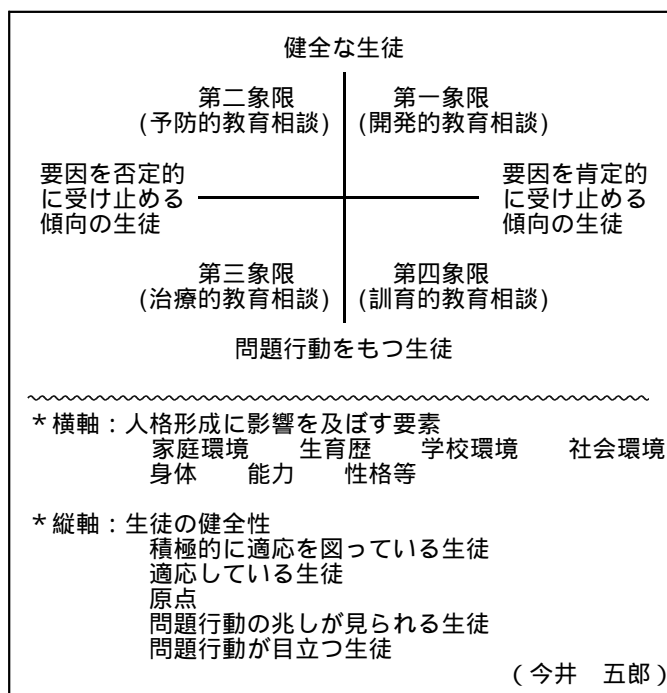
1 児童生徒の分類

教育相談においては、どのように子どもを分類し、それぞれの特徴を把握し、かかわりの在り方を探るかが重要な決め手です。

右図は、その手がかりとして、今井氏がグラフ化したものです。

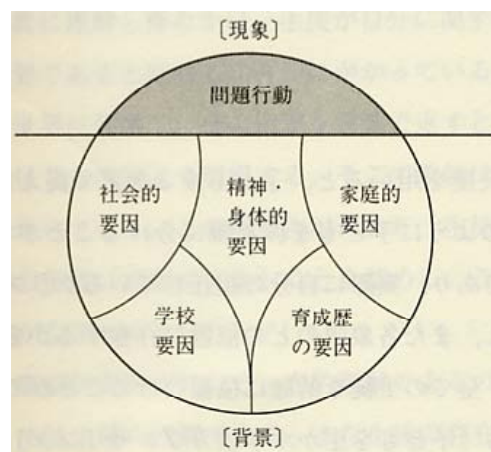
縦軸は、健全な子どもと問題行動をもつ子どもの軸です。軸の上端はもっとも健全な子どもで、自分が環境に適応しているだけでなく、他の生徒も適応できるよう、積極的に環境に働きかけ、環境改善していく子どもです。原点の近くは辛うじて適応している子ども、原点より下位は問題行動の兆しのある子ども、下端は問題行動の限りを尽くしている生徒です。

これに対して横軸は、要因に関するものです。これまで、問題行動の背景には必ず要因があり、次頁図のように問題行動は氷山の一角で、要因に目を向けない限り問題行動の立ち直りを図ること



はできないと考えられてきました。しかし、より厳密にいうと、要因ではなく、人格形成に影響を及ぼす要素の受け止め方です。例えば、同じ母子家庭の環境にあるA児とB児。同じ母子家庭という要素でも「支えていかなければいけない」と肯定的に受け止める（感じる）か、「ついていない家に生まれてイライラする」などと否定的な受け止め方とは大きく異なり、後者は問題行動の要因になる可能性をもつことになります。

このように人格形成に影響を及ぼす要素を肯定的に認める傾向をもつか、否定的に受け止める傾向をもつかがきわめて重要であり、これが横軸の尺度です。



#### 開発的教育相談

- ・つまずきのない子どもに対して、自己実現要求を具体化し、子どもの可能性を最大限に発揮されるように支援する。

#### 予防的教育相談

- ・表面的には問題が見えない子どもの内面理解を図り、信頼関係を確立する。
- ・日頃から、一人一人の子どもの精神的健康の維持と増進を図る。

#### 治療的教育相談

- ・問題を抱えた子どもを対象に、どのようなことで、どの段階でつまずいているかなどを明らかにし、一人一人に見合ったかわりをもち、自己実現要求を引き出し、適応を図る。

#### 訓育的教育相談

- ・要因を肯定的に受け止める傾向の子どもで、問題行動をもつ子どもを対象に、「気持ちは受容しても行為は認めない」という毅然とした姿勢で、目の前の本人の将来を思いやって枠組みを組み直す。

## 2 共感的理解

(略)

魔法のことば (文教大学 秋山邦久)

臨床心理士は、「魔法のことば」を用いることが多い。

- ・YESセット：核心をつく質問、やらせたいことは後回しにし、どうでもよい質問から始まる。

【母A】	【子】		【母B】
1) 「勉強大変ね」	「大変だよ」	「してるよ」	「勉強してるの」
2) 「部活も大変だよね」	「疲れる」	「いいじゃないか」	「部活ばかりして」
3) 「お父さん 誉めてたわよ」	「ほんと!？」	「うるせえな」	「TVゲームばかりして」
4) 「勉強ガンパってね」	「勉強もやってみるか」	「勉強やーらね」	「勉強しなさい」

正しい助言もフィットさせなければ意味がないばかりでなく、よりマイナス面を助長させかねない。

## 教育相談の課題

### 1 教育相談体制の組織化と意識化

盲・聾・養護学校や特殊学級では、これまでの教育相談の成果を踏まえ、相談担当者の養成や専門性の向上、相談業務の掌握化、関係機関や盲・聾・養護学校、特殊学級との連携のための連絡調整機能等が必要と考えます。また、障害のある乳幼児と保護者、関係者の要望に応える早期からの教育相談について、

全校の職員が理解を深め、校内体制の整備を図ることが大切です。

校内体制の整備にあたって重要であると思われるのは、教育相談を学校経営に位置づけ、役割等を明確にすることです。また、全校体制で取り組む視点からの教員の配置を行うなどの組織化を図ることが必要です。

組織化にあたっては、各学校の地域の状況を考慮するとともに、盲・聾・養護学校では分掌や学部間、特殊学級においては分掌や学級間の緊密な連携を図ることが必要です。また、教育相談にかかわる業務を役割分担したり、相談の成果を校内に還元するために全校研修会を組織的に行うことも必要です。

校内体制の組織化の過程では、全校の教職員が特別支援教育における今日的課題であることや、地域の要望あるいは期待等の認識を深めるなどに取り組み、早期からの教育相談の意義や効果、盲・聾・養護学校や特殊学級の役割についての意識化を図ることが大切です。そして教育相談が一部に対するサービスではなく地域に開かれた学校として、地域の特別支援教育のサービス機関であることを認識するとともに、特に盲・聾・養護学校は地域の特別支援教育のセンターとして役割を担わなければならないことなどについて全教職員の理解を図るとともに、意識を高めていくことが大切です。

## 2 研修体制の整備

特別支援教育における教育相談については、相談の内容が教育に関することだけに限定するのではなく、場所を活用して福祉的相談や療育的相談、家族の問題など幅の広い相談に対応できる力量を高めることが必要です。そのためには、障害に関する知識や乳幼児期からの発達援助に関する知識、さらには教育のみならず福祉関係の知識や労働関係に関する知識などが求められます。

## 3 情報収集及び理解・啓発活動

情報収集や理解・啓発では、地域の関係者との日常的交流を基盤に、地域の要望や関係機関の機能を把握するとともに、盲・聾・養護学校や特殊学級の教育相談の実施について広く地域住民に知らせる必要があります。盲・聾・養護学校においては、広域学区であり地域ごとに担当者を配置するなど、学校の窓口を決めて連携していくことが大切です。

理解・啓発では、関係機関へ教育相談に関するリーフレットや学校便りを配布したり、市町村の広報誌等への掲載、学校見学会の実施、校内研修会への関係者の講師招へいなど、広く地域に情報を発信するとともに、情報収集することが有効な方法と思われます。

また、各学校の校区内の市町村へ出向き、関係機関を訪問し、学校での取り組みについて情報提供するとともに情報収集し、関係者とのつながりを得る機会を設けることも大切です。

そのためには、情報収集や理解啓発活動の取り組みを計画化するとともに、校区内の市町村関係機関へ出向くことができるように、校内体制を工夫することが必要です。

## 4 特別支援教育の専門性を生かした教育相談

校内体制の整備・充実を図る中で、保護者や関係者の要望に応えるため、特別支援教育の専門性を生かした教育相談を行うことが必要である。

盲・聾・養護学校は、障害に関する基本的知識や自立した社会参加する資質を養うための指導内容・方法等をはじめ、障害の状態に配慮した子育ての方法に関する情報や手法等、特別支援教育についての専門性を有しています。特殊学級は、相談の場として身近なところにあるが、特殊教育の経験年数に大きな違いがあるとともに、一人担任の学級も多くまた、盲・聾・養護学校は特殊教育経験の少ない特殊学級担任へ支援も必要と思われます。

盲・聾・養護学校が地域のセンター的役割を果たすためには、教育相談活動をとおして特殊学級に在籍する児童生徒や担任への指導相談に応じることも視野に入れる必要があります。

また、教育相談を実施するにあたっては、個人情報保護に十分に配慮し、取り扱いや管理については校内で共通理解を図る必要があります。

## 5 関係機関との連携

(略)

## 6 養護学校における相談機能の整備

(略)

おわりに
------

(略)

----- 引用・参考文献 -----

- 1 全国教育研究所連盟  
「だれもが身につけたい生徒指導・学校教育相談の技法」 ぎょうせい
- 2 渡部信一 編著  
「障害児教育の相談室」 ミネルヴァ書房
- 3 高野清純 編  
「子どもの発達とつまづき」 教育出版
- 4 全国特殊学級設置学校長協会  
「特別支援教育時代」 三晃書房
- 5 松原達哉 編著  
「心理テスト法入門」 日本文化科学社
- 6 坂本・田川・竹田・松本 編著  
「障害児理解の方法」 - 臨床観察と検査法 - 学苑社
- 7 特別支援教育指導資料 26  
「障害のある子ども 特別な支援・配慮を要する子どもの教育相談の手引き」 岩手県教育委員会
- 8 特別支援教育指導資料 27  
「就学指導の手引」 - 教育的対応と就学事務 - 岩手県教育委員会
- 9 岩手県教育研究発表会特殊教育部会  
「特殊教育室研究発表資料」 岩手県立総合教育センター  
 ・「特殊教育における教育相談活動の教員支援システムに関する基礎研究」(平11、12年度)  
 ・「特殊教育における早期からの教育相談の充実に関する実践的研究」(平12、13年度)